

2021年度後期 福岡県立大学の授業実施方針

国や県による要請等により面接授業を中止する必要がない場合における本学における授業は、以下の
ような方針に基づいて実施する。

1. 授業の実施形態について

- 1) 国や県による新型コロナウイルス感染症予防についての指針にそっての面接授業が行えない科目は遠隔授業を行う。また授業の一部に行えない回がある場合は面接・遠隔の混合授業を行う。
- 2) 上記のいずれの形態によって授業を実施するかについては、教育効果、感染リスク、実施可能な感染症対策を踏まえて、教務部会・教授会で審議の上、決定する。
- 3) 次回以降の授業の実施形態は、最低一週間前には各教員から受講生に連絡する。
- 4) 非常勤講師が担当する授業については、開講する学科・コースにおいて対応を検討する。
- 5) 集中講義においてオンデマンド型授業に変更する場合は、当初の日程の変更を可能とする。
- 6) 各学部の遠隔授業・混合授業の実施状況と実施事由については学部教務部会が取りまとめ教務入試委員会に報告する。

2. 面接授業の実施について

- 1) 面接授業は、教員・学生ともに、感染が疑われる症状がないことを実施の前提とする。
- 2) 面接授業を実施する際は、「新しい生活様式」に則り、以下の感染症対策を講じる。
 - ① 原則として、教室収容定員の50%以下
 - ② 原則として、最低でも1mの間隔をあけて着席
 - ③ 教員、学生のマスクの着用
 - ④ 教室内の除菌の実施
- 3) 基礎疾患を持つ等感染症リスクが高い学生や、感染が拡大している地域等居住・通学経路に不安を感じる学生については、所定の手続きを経て、面接授業（試験を含む）の免除を認め、遠隔授業で対応する。

3. 遠隔授業の実施について

- 1) 遠隔授業は、本学のLMS、SNS、電子メール、Web上でのコミュニケーションソフトウェア（Zoom等）およびクラウドストレージ（Vimeo等）を活用したオンデマンド型または同時双方向型のいずれかで実施する。
- 2) 遠隔授業は、文科省高等教育局大学振興課による令和2年7月27日付事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点」に即して実施する。
- 3) 遠隔授業の実施に際し、以下の事項に留意する。
 - ① 授業の内容保証のため、オリジナルの動画・音声・文書等で「講義」を取り入れること
 - ② 双方向性を要しない場合は録画録音配信にすること。双方向で行う場合は、受講生の時間割及び学内の受信設備と三密を避けた視聴環境の用意が可能であることを担当教員が教務

入試班と確認の上行う。受講に支障がある場合は他の方法で行うこと。

- ③ 学生の学修（視聴）環境等を考慮し、資料・データ類のスリム化に努めること
- 4) 学習環境や新型コロナウイルス感染症等の影響から、遠隔授業（非常勤講師の担当科目を含む）において学修の遅れが生じている学生については、以下のように対応する。
 - ① 学科又はコース内で情報を共有すること
 - ② 学科又はコースとそれ以外の授業担当者（非常勤を含む）との連絡体制を構築すること
 - ③ 当該学生の心身の状況、学修環境等を確認し、課題の提出期限等について、一定の配慮を行うこと。
 - ④ 当該学生に対して学科又はコースの相談窓口を設定すること
 - ⑤ 教職員等で対応が難しい場合は、家庭と連携すること
- 5) 非常勤講師が遠隔授業を実施する（本学に出勤しない）場合は、授業後に「Web 授業実施記録」を教務入試班に提出する。

4. 面接授業の免除について

- 1) 新型コロナウイルス感染症の発症による「出席停止」、検査・待機指示による「公欠」の他、以下については申請により、面接授業を免除し、遠隔授業等によって対応する。なお面接授業免除申請は新型コロナウイルス感染症以外の事由には適用されない。また申請締め切りは厳守すること。
 - ① 症状等による感染疑い（当日までに申請）
 - ② 居住地・通学経路の通学規制（免除を求める日の前週水曜日までに申請。規制方針の公表があれば決定前に申請可）
 - ③ その他（基礎疾患や不安等）：審議の上判断（免除を求める日の前週水曜日までに申請）
 - ④ 実習先から自宅待機の要請があった場合（前日までに申請可とするが、実習からの要請後できるだけ速やかに行うこと）
- 2) 本件に関わる申請等の学生対応は、教務入試班が行う。

5. 最終評価（期末評価）について

- 1) 各学期における最終評価においては、授業の実施形態と同様の配慮を行い、その実施方法を検討する。
- 2) シラバスに示した方法を変更して成績評価を行う場合は、必ず以下の条件について配慮する。
 - ① 事前に学生に丁寧な説明を行うこと
 - ② 学生にとって不利益となる変更でないこと
 - ③ 学修の成果を確認する方法として妥当であること（到達目標と対応する評価）
 - ④ 全ての受講生にとって、公正・公平な方法であること
 - ⑤ コロナウイルス感染症の予防に配慮された方法であること
- 3) 対面形式の試験をする場合は、以下の事項に配慮する。
 - ① 面接授業と同等の感染症対策を講じること
 - ② 感染の状況に応じて、試験実施の時期を検討すること（延期等）
 - ③ 面接授業免除申請者に対する措置を講じること（特に上記2）-④に配慮する）
- 4) 新型コロナウイルス感染症の影響により最終評価が受けられない学生に対しては、今期におい

て卒業可能な学生を除き、成績を保留とし、成績締切期限を超えて評価をすることを可能とする。

6. その他

- 1) 感染の疑いがある場合の対応については「感染を疑わせる症状が出た際のマニュアル」(2020年7月21日付)に従って行動する。
- 2) 学外実習の実施方針については、各実習の実情に合わせて学科・コースにおいて定める。